

令和6年(行ウ)第105号 大深度法認可取消請求事件

原告 三木一彦ほか44名

被告 国(処分行政庁 国土交通大臣)

準備書面(3)

令和7年9月19日

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

被告指定代理人

志水崇通 

小西俊輔 

桜井聰 

鈴木美香 

原田直也 

高橋浩 

齊藤祐一 

高橋俊充 

五味康真 

矢澤一輝 

菊地章 

寿村大介 

(目次)

第1	本案前の答弁	5
第2	本案前の答弁の理由及び原告らの主張に対する反論	5
1	別紙原告目録番号[]及び[]の各原告は、本件処分を取消しを求める原告適格を有しないこと	5
2	事業区域内の土地上の建物を占有するにすぎない者(同居家族等)は、「事業区域にある物件を占有」する者に当たらないこと	6
(1)	原告らの主張	6
(2)	被告の反論	6
3	土地収用法に基づく原告らの主張には理由がないこと	7
(1)	原告らの主張	7
(2)	被告の反論	7
4	本件処分に係る大深度法の根拠法規は、事業区域の周辺住民の健康又は生活環境に係る被害を受けないという利益を、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含まないこと	8
(1)	原告らの主張	8
(2)	被告の反論	9
第3	本案に係る原告らの主張はいずれも理由がないこと	13
1	原告らは「所有権の弾力性」の理解を誤っていること	13
(1)	原告らの主張	13
(2)	被告の反論	13
2	全幹法14条1項が適用されたか否かにより、鉄道事業の性質が変化することはないこと	13
(1)	原告らの主張	14
(2)	被告の反論	14
第4	原告らの求釈明に対する検討結果	14

1	原告適格について(原告準備書面(3)・31ページ)	14
2	大深度法16条4号について(原告準備書面(3)・32ページ)	15
3	法令違憲(平穩生活権侵害)について(原告準備書面(3)・32及び33ページ)	15

被告は、本準備書面において、原告らの2025年(令和7年)7月9日付け第3準備書面(以下「原告準備書面(3)」という。)を踏まえて、本案前の答弁に係る主張等を追加・補充する(後記第1及び第2)ほか、原告準備書面(3)に対し、必要と認める範囲で反論する(後記第3)とともに、原告らの求釈明に対する検討結果を述べる(後記第4)。

なお、略称等は、本準備書面で新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 本案前の答弁

被告は、原告準備書面(3)における求釈明事項の回答を踏まえ、被告の令和7年5月19日付け準備書面(2)(以下「被告準備書面(2)」という。)第1(5ページ)記載の本案前の答弁を、次のとおり変更する(別紙原告目録番号10及び13の各原告を除いたものである。)

- 1 別紙原告目録番号 ■■■■■ ないし ■■■■■ ないし ■■■■■ ないし ■■■■■ の各原告の訴えをいずれも却下する
- 2 訴訟費用のうち、上記各原告と被告との間に生じた部分は、上記各原告の負担とする
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由及び原告らの主張に対する反論

- 1 別紙原告目録番号 ■■■■■ 及び ■■■■■ の各原告は、本件処分の取消しを求める原告適格を有しないこと

原告らは、本件事業区域に係る土地上に居住しているとみられる別紙原告目録番号 ■■■■■ 及び ■■■■■ ないし ■■■■■ について、同 ■■■■■ 及び ■■■■■ の各原告が土地の所有者(共有持分権者)である旨説明し(原告準備書面(3)・4ページ)、これを裏付ける証拠を提出した。これによれば、別紙原告目録番号 ■■■■■ 及び ■■■■■ の各原告は、事業区域に係る土地に関するその他の権利を有する者に当たるといえる。

他方で、別紙原告目録番号■■■■及び■■■■の各原告については、事業区域に係る土地(大深度地下上部の土地)上の建物に、その所有者の家族として同居し、又は同建物の一部を単に占有しているにとどまるというのであり(原告準備書面(3)・4ページ)、また、別紙原告目録番号■■■■の原告については、建物の所有者(共有持分権者)であるものの、その敷地に係る権利関係が不明である。そうすると、これらの各原告は、事業区域に係る土地に関するその他の権利を有する者、又は事業区域にある物件を占有する者に当たるとは認められない。

したがって、別紙原告目録番号■■■■及び■■■■の各原告は、本件処分の取消しを求める「法律上の利益を有する者」に当たらないから、上記各原告の訴えはいずれも不適法であり、却下を免れない。

2 事業区域内の土地上の建物を占有するにすぎない者(同居家族等)は、「事業区域にある物件を占有」する者に当たらないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、被告において「事業区域にある物件の占有」を大深度法の法的保護の対象としている個人的利益としつつも、「土地上の建物に、その所有者の家族として同居」している者や「同建物の一部」を占有している」者は、「事業区域にある物件を占有する者」には当たらず、「法律上の利益を有する者に当たらない」としているのは、明らかな矛盾である」と主張する(原告準備書面(3)・5ページ)。

(2) 被告の反論

原告らが指摘する点は、既に第1回口頭弁論期日において裁判長から口頭で釈明を受けた事項である¹。その際に口頭で回答し、また、被告準備書面(1)で念のため説明を加えたとおり、被告がいう「事業区域にある物件の占有」

¹ 裁判長から、答弁書に記載した求釈明事項に関し、「物件の占有」の点は釈明を求めないというのでよいかという趣旨の確認を受けたため、被告において、ここにいう「物件」とは温泉井等を指すため、本件ではあまり問題とならないと思われる旨を回答した。

とは、大深度地下の一定の範囲における立体的な区域(大深度法2条3項)である「事業区域」にある物件の占有を意味するものであり(同法31条1項)、

「ここにいう「物件」とは、事業区域の地表上に建設される建物等を指すものではなく、事業区域となる大深度地下に存在する井戸・温泉井等の地下工
作物・埋設物を指している」(被告準備書面(1)第2の2(5)ウ(ウ)・32及び
33ページ(下線は引用者による)。乙2・126ページも参照。)

したがって、被告の主張に矛盾はなく、原告らの前記(1)の主張は理由がない。

3 土地収用法に基づく原告らの主張には理由がないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、土地収用法における事業認定の取消訴訟の裁判例を挙げ、同裁判例は「土地収用法が財産権に対する適切な事前補償があることを前提にし」て「起業地内の建物の同居家族について原告適格を否定し」たものであるなどとして、「原則として事前補償のない大深度法については、この論理は当てはまらず」、土地収用法と「同列に扱うことはできない」などと主張する(原告準備書面(3)・6ページ)。

また、原告らは、「土地収用法は、対象区域の所有権等が移転する」ため、「仮に違法な事業認定がなされた場合には、事業区域内の土地又はこれに当たる物件に有している財産的権利を侵害され又は必然的に侵害される恐れが生じることになるため、所有権その他の権利を有する者に原告適格を認めている」一方、「大深度法は、単なる使用権設定にとどまるものであって、所有権等の移転を伴わず、「当該対象土地に居住者は住み続けることとなる」ことから、「土地収用法よりも原告適格は広範に認められるべきであり、「対象区域土地上の建物に対し、占有権原を持つ者(同居家族を含む)には原告適格を認めるべきである」と主張する(原告準備書面(3)・6及び7ページ)。

(2) 被告の反論

しかしながら、原告らの指摘する裁判例の事案において、起業地内の建物に同居する者の原告適格が否定されたのは、同建物に居住することができなくなる不利益を被ることは否定できないが、土地収用法の仕組みに照らし、建物所有者とは別個独立にその不利益について補償を受けるべき正当な利益を有しているとは評価することができなかつたためであることは同裁判例の判示から明らかであるから、「財産権に対する適切な事前補償があることを前提に」しているという評価自体が誤りである。

また、そもそも原告適格の判断は、当該処分の根拠法規の解釈を通じて、当該法規が当該原告の個別的利益を保護する趣旨で行政権に制約を課しているとは解されるか否かという観点からなされるものであるところ(司法研修所編「一改訂一行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」85ページ)、本件処分の根拠法規との関係で、事業区域内の土地所有者に対する事前補償がないことが、どのようにして土地上の建物に同居するにすぎない者の個別的利益を導くのか、原告らの主張からは全く不明である。原告らは、大深度法による使用の認可の場合には事業区域内の土地に居住者が住み続けるということを強調するようであるが、原告ら自身が認めるとおり、当該認可処分は使用権を設定するものであり、当該土地上の建物を利用することは全く妨げられないところ、そもそも居住(占有)に係る権利侵害自体が生じないのであるから、本件処分の根拠法規が、このような利益を個別的利益として保護する趣旨を含むとは考え難い。

したがって、原告らの前記(1)の主張は理由がない。

- 4 本件処分に係る大深度法の根拠法規は、事業区域の周辺住民の健康又は生活環境に係る被害を受けないという利益を、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含まないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、「大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針」(甲

17)において、大深度地下の公共的使用に当たっては環境の保全について特に配慮することとされ、基本方針においても、環境影響評価法の対象とならない事業について、「基本方針で示された事項を踏まえた環境対策を行うことの必要性を示している」ことなどを指摘して、「環境影響評価法は、当然に「目的を共通する関係法令」に該当する」とした上で、「地下水の低下や地盤変位等は、陥没事故に直結するものである」から、環境の「影響が及ぶ範囲全域にわたって、原告適格が認められるべきである」と主張する(原告準備書面(3)・7ないし9ページ)。

(2) 被告の反論

原告らの主張は、要するに、本件処分に係る大深度法の根拠法規が、事業区域に係る土地の周辺に居住する者(以下「周辺住民」という。)の生活環境に係る被害を受けないという利益を、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含む旨をいうものと解されるので、以下、検討する。

ア(ア) 前提として、大深度法は、その目的を「公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ること」と定めており(同法1条)、ここには周辺住民の生活環境に係る被害を受けないという利益を保護する趣旨の文言はない。そして、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令や大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則にも、環境の保全を図るための具体的な規制の内容や基準等の定めは置かれていない。

(イ) この点、大深度法5条は、「大深度地下の使用に当たっては、その特性にかんがみ」「環境の保全に特に配慮しなければならない。」として環境への配慮を求め、同法6条は、国が大深度地下の公共的使用に関する基本方針を定めなければならないとし、同基本方針に掲げる事項として、環境の保全に際し配慮すべき事項(同条2項3号)を掲げ、同法14条は、

使用認可申請書の添付資料として、環境の保全のための措置を記載した書類を要求し(同条2項7号)、同法16条5号は、大深度地下の使用の認可要件の一つとして「事業計画が基本方針に適合するものであること」を掲げている。

しかしながら、環境の保全への配慮を掲げる大深度法5条は、「環境の保全に特に配慮しなければならない」との文言からも明らかなおお、一般的かつ抽象的なものであり、同法6条において基本方針に掲げる事項として挙げられているにとどまること、同法の目的が前記(ア)のおおり公益を中心とするもので周辺住民の生活環境に係る利益保護を掲げていないことを考慮すると、同法5条の趣旨は、一般的な公益としての環境の保全について特に配慮すべきことを定めたにすぎないものと解され、同法6条の基本方針に記載された「環境の保全」とは、大深度地下を使用する事業に関して生じる地下水等の問題を念頭に置くものであり、周辺住民に係る生活環境一般を意味するものではないことは、既に述べたとおりである(答弁書第2の2(4)イ・13ページ)。

- (ウ) また、大深度法16条5号は、事業計画が基本方針に適合するものであることを使用の認可要件の一つとして規定している。そうすると、同号の規定に基づき、事業計画が、基本方針のうち環境の保全に関する事項に適合するか否かを判断するに当たっては、事業区域内のみならず、周辺住民の生活環境を含め、事業区域の地上・周辺を含む一定の地域・区域の事情を斟酌することとなる。

しかしながら、大深度法の趣旨及び目的は、公共の利益と私有財産との調整を図るという土地収用法と同様の目的を前提に、土地収用法の特別法として、公益の利益となる事業による大深度地下という特定の空間の使用に関し、その要件、手続等についての特別の措置を講ずることにより、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図

ることを目的としているものである(大深度法1条、答弁書第2の2(3)ア・6ないし10ページ)。そして、大深度法16条各号の使用の認可要件が行政庁により審査され、その使用が認可された場合の法的効果は、事業区域における公法上の使用权の取得及びその反面としての私権の行使制限に帰するものである(答弁書第2の2(3)イ・10ないし12ページ)。これらの規定等に鑑みると、同法16条5号において、事業計画が、基本方針のうちの環境の保全に関する事項に適合するか否かを判断するに当たり、周辺住民の生活環境をはじめとする事業区域外の事情を斟酌するのは、飽くまでも、同法16条5号に相当する土地収用法20条3号の事業認定の要件を満たすか否かを判断する際に考慮される諸事情においては、起業地内の土地又は当該土地にある立木等に関する個々人の財産的利益のほか、当該起業地に属する地域やその周辺等も含んだ広範な地域の都市環境、居住環境等の種々の社会的利益も含まれると解されていることから²、大深度法16条5号においても、公共の利益と比較衡量する失われる利益の一つとして、地下水位等の環境面の影響といった広範に及び得る生活環境に係る社会的利益を、事業区域に公法上の使用权を設定する際の一事情として斟酌することとしたものである。つまり、公益上の観点から斟酌することとしたにすぎないものであり、このことをもって、申請に係る事業の周辺住民の生活環境に係る被害を受けないという利益を個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨までを含むと解することはできない。

- イ 以上に対し、原告らの主張する環境影響評価法は、大深度法とは目的を異にするものであり、大深度法と「目的を共通にする関係法令」には該当しない。

² 東京高等裁判所昭和48年7月13日「日光太郎杉事件控訴審判決」等

(7) すなわち、環境影響評価法1条は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされていることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを同法の目的とする旨を定める。そして、上記規定において、「環境の保全」などの文言が用いられているとともに、環境影響評価法においては環境影響評価に関する手続の詳細が定められている。

(4) これに対し、大深度法は、前記アのとおり、土地所有者等による通常の利用が行われない大深度地下という特定の空間における使用の要件、手続等について特別の措置を講じることにより、公益の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的としており、目的規定自体に環境の保全への配慮に関する文言はない（大深度法1条）。

たしかに、大深度地下の使用に当たって環境の保全に配慮すべき旨定める規定（同法5条）や環境の保全を掲げる基本方針と事業計画との適合を要件とする規定（同法16条5号）などは存在するが、これらの基本方針に関する規定をもって、大深度法が、環境の保全を、これを享受する個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むと解することができないことは、前述したとおりである。

(5) したがって、大深度法と環境影響評価法とは、大きく目的を異にしているといわざるを得ないから、環境影響評価法は、大深度法と「目的を共通にする関係法令」には該当しない。

ウ したがって、本件処分に係る大深度法の根拠法規が、周辺住民の健康又は生活環境に係る被害を受けないという利益を個々人の個別的利益として

保護すべきものとする趣旨を含むと解することはできないから、原告らの前記(1)の主張は理由がない。

第3 本案に係る原告らの主張はいずれも理由がないこと

原告らは、原告準備書面(3)(9ないし31ページ)において、本件処分が違法である旨をるる主張するが、その大部分は、従前の主張を繰り返すものであって、これまでの被告の主張で反論済みのものであるか、憶測等に基づく原告ら独自の見解を述べるものであって、特段の反論を要しないものである。以下、新しい観点を含む主張と考えられる点を中心として、必要と認める範囲に限り、簡潔に反論する。

1 原告らは「所有権の弾力性」の理解を誤っていること

(1) 原告らの主張

原告らは、大深度法で付与された使用権に基づいて施設や工作物が設定されれば、土地所有者がこれらを撤去することはほぼ不可能であるから、当該使用権により制約を受けた土地所有権は回復することができず、所有権の弾力性を喪失するなどとして、大深度法の認可に基づく使用権は、土地所有権と両立できる権利であるとはいえない旨主張する(原告準備書面(3)・23及び24ページ)。

(2) 被告の反論

しかしながら、そもそも所有権の弾力性とは、利用権等による制限が消滅すればもとどおり全面的な支配権に復帰するという所有権の法的性質を指す用語であり、原告らが主張するような物理的な復旧可能性の有無とは関係がない。原告らの前記(1)の主張は、法的性質の問題と事実上の復旧可能性とを混同するものであって、理由がない。

2 全幹法14条1項が適用されたか否かにより、鉄道事業の性質が変化することはないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、被告が大深度法4条各号の事業が限定列挙されていることは全幹法14条1項を適用する妨げにならないことに関し、「鉄道事業の許可を受けたものとみなす全幹法14条1項のみなし規定が適用されたとしても、前者と後者の間で対象事業の性質という観点からの違いはない」と主張したこと(被告準備書面(2)第5の2(1)イ・30ページ)について、「前者と後者」が何を指すかは判然としないが、全幹法に基づく事業と鉄道事業法に基づく事業だとすると、両者が事業の性質として違いがないということはない。」旨主張する(原告準備書面(3)・28ページ)。

(2) 被告の反論

この点、原告らが指摘する被告の前記主張についてふえんすると、被告の前記主張は、大深度法4条各号の事業が限定列挙されていることをもって全幹法14条1項を適用することが違憲である旨をいう原告らの主張に対して、大深度法4条各号の事業は、事業それ自体の性質を踏まえて大深度法の対象事業として定められたものであるところ、中央新幹線の「一般の需要に応ずる鉄道事業」としての性質は、全幹法14条1項が適用されたことで変わらないことを述べたものである。

したがって、原告らの前記(1)の主張は理由がない。

第4 原告らの求釈明に対する検討結果

1 原告適格について(原告準備書面(3)・31ページ)

原告らは、環境影響評価法が大深度法と「目的を共通とする関係法令」に該当し、環境の「影響が及ぶ範囲全域にわたって、原告適格が認められる」との主張(原告準備書面(3)・7ないし9ページ)を前提として、環境影響評価法15条の「関係地域」を明らかにすることなどを求めるようである。

しかしながら、前記第2の4(2)で述べたとおり、環境影響評価法は、大深度

法と「目的を共通にする関係法令」には該当せず、原告らの原告適格を判断するに当たり関連性が認められない。

したがって、原告らの上記求釈明事項については、回答の要を認めない。なお、本件処分取消しを求める原告適格については、前記第2で述べたほか、答弁書第2の2(5ないし14ページ)及び被告準備書面(2)第2の1(1)(5及び6ページ)で述べたとおりである。

2 大深度法16条4号について(原告準備書面(3)・32ページ)

原告らは、JR東海が本件「事業を遂行できる法的な能力があるといえるのか」について、「なぜ中央新幹線の営業・建設主体であり、工事実施計画の認可を受けていると、大深度地下を使用する事業を遂行できる法的な能力があるといえるのか、その理由を明らかに」することを求めている。

しかしながら、この点は既に被告準備書面(1)第3の4(1)及び(2)(42ページ)並びに被告準備書面(2)第3の3(2)イ(17ページ)で述べたとおりであり、これ以上の回答の要を認めない。すなわち、大深度法16条4号の要件に係る法的な観点とは、当該事業の施行のために大深度地下の使用を認可するか否かを判断するに当たり、事業者が当該事業を施行する法律上の権限を有しているか否かなどの観点からみるものであるところ、本件事業は全幹法を根拠とする事業であるため、同法所定の手続を履践していることが、法的能力を有することの根拠となるのである。

3 法令違憲(平穩生活権侵害)について(原告準備書面(3)・32及び33ページ)

(1) 原告らは、自身が主張する「平穩生活権」の内容について、「生活上、利用する地面に突然、穴が開く等して生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことなく生活する利益」であるとして、その内容に関する釈明を求めている。

この点、被告準備書面(1)第4の5(2)(66及び67ページ)及び被告準備書面(2)第4の2(2)(28ページ)で述べたとおり、上記「平穩生活権」に係

る原告らの主張は、本件処分によって生じたとする抽象的な不安感や恐怖感を保護すべき旨をいうものであって、具体的権利とはいえないものである上、仮に権利性を認めたとしても、大深度法に基づく使用の認可によって、「生活上、利用する地面に突然、穴が開く等して生命・身体・財産を奪われる」現実的な危険が切迫し、具体化しているとはいえず、原告らが平穏な生活を送ることが侵害される具体的な危険が発生したものとは認められないから、上記「平穏生活権」が侵害されたともいえない。そのため、もはや原告らが主張する「平穏生活権」の内容それ自体についてこれ以上論じる必要を認めないのであるが、審理促進の観点から、以下、審理の促進に必要と認める範囲で回答する。

- (2) 原告らは、自身が主張する「平穏生活権」は人格権を根拠とするものであるとして、その内容を「生活上、利用する地面に突然、穴が開く等して生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことなく生活する利益」であると主張する。

この点、上記「平穏生活権」の内容が、具体的権利性が認められない抽象的なものであることは、前記(1)で述べたとおりである。また、一般に人格権とは、人間が個人として人格の尊厳を維持して生活する上で有するその個人と分離することのできない人格的諸利益の総称であるとされ、自由、名誉、プライバシー、身体等がその基本的内容であると解される。しかるに、原告らが主張する利益のうち「財産」は、通常これが人格権に含まれるという理解はされていないところ、原告らが根拠法条を明示していないこともあいまって、上記「平穏生活権」の内容(法的根拠)を不明確なものとしている。

- (3) なお、原告らは、トンネル工事等による陥没事故等が多数発生しており、その多くは本件事業と同様にシールド工法によるものであること挙げて、原告らの「平穏生活権」が侵害されると主張するところ(原告準備書面(3)・33ページ)、これは、「原告らの抱く不安や恐怖が合理的な理由によるもの」

(同27ページ)であるということをいうものと思われる。

しかしながら、被告準備書面(1)第4の5(2)イ(67ページ)で既に述べたとおり、原告らが挙げる陥没事故等の要因は、いずれも施工上の課題に基づくものであり、地盤状況の難しさに応じた適切な施工を実施すれば、その発生を防止することができるものであったことに照らせば、シールドマシンによるトンネル掘削工事において陥没事故が発生したことをもって、シールドマシンを用いたトンネル掘削の工法自体に危険性があるとはいえない。そして、本件事業区域と陥没事故等が生じた箇所が同一の地盤の状況等にあるとは認め難いことを併せ鑑みれば、本件事業区域におけるトンネル掘削工事自体に危険性があるとはいえないのであって、原告らが主張する「不安や恐怖」が合理的な理由に基づくとはいえない。

また、これをおくとしても、被告準備書面(1)第4の5(2)(66及び67ページ)で述べたとおり、原告らが述べる「地面に突然、穴が開く等」という事象は、大深度地下に使用権を設定したこと自体に起因するものではなく、大深度地下等において工事の実施をしたことに起因するものであり、これは、事業者が大深度地下の使用権を土地所有者等から任意で取得した場合であっても起こり得るものであるから、本件処分に係る大深度法の規定によって上記「平穏生活権」が侵害されるという関係にはなく、したがって、その違憲性を基礎づける事柄とはなり得ない。

以上